

レアメタル等リサイクル資源特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年9月]

正  
準

## I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値  $(5.0+5.0) \div 2 = 5.0$ 

5.0

## i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	特区に搬入されたリサイクル対象となる家電等金属系使用済製品の回収量(秋田県内)	135%	5
2	特区に搬入されたリサイクル対象となる金属系使用済製品(廃棄板等の副産物を含む)の搬入量(国内、アジア地域)	129%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値  $(5 \times 2 + 4 \times 0 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) \div 2 = 5.0$ 

5.0

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。  
(例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

## ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

5.0

## II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii)の平均値  $(3.5+4.3+4.8) \div 3 = 4.2$ 

4.2

## i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置による事業(事項)

・産業廃棄物管理票(マニフェスト)の送付期限緩和(概要)

・国との協議の結果、特区内で行う産業廃棄物に該当する家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては、自治体の運用により、生活環境保全上の支障が生じない範囲で送付期限を過ぎての金属系使用済製品の保管も可能であることが確認できた。この見解に基づき、県内のリサイクル事業者のニーズ把握を行ったところ、現状では家電等金属系使用済製品を円滑に処理できていることから、送付期限内の処理に支障はないとのことであった。

専門家による評価の平均値

3.5

## ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

4.3

## iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.8

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

### Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

4.8

・国及び地域独自の支援措置、技術開発等を活用して事業の推進が図られ、平成28年度の目標を前倒しで実現するなど、数値目標を十分に達成している。

・今後は、リサイクル産業の国際競争力を付けていく上でも、リサイクル後の製品の品質向上等にも取り組むことを期待する。

・総合特区の本来の目的である循環事業の強化や、新しい関連産業の創出及び雇用の経済効果等についての評価も追加的に行うことが求められる。

・また、回収費用をいかに削減できるか、付加価値の高い金属資源の回収率をいかに高められるかなど、リサイクルの効率化と潜在的な金属資源回収に向けた取組の推進を今後も期待したい。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.8

### 総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算  $(5.0+4.2+4.8 \times 2) \div 4 = 4.7$

4.7

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。